

平成31年3月29日裁決

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、妄想型統合失調症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害基礎年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人の当該傷病に係る初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていないとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日を初診日とする(以下「本件初診日」という。)当該傷病により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、本件初診日を平成○年○月○日と認定した上で、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「請求のあった傷病(妄想型統合失調症)の初診日(平成○年○月○日)の前日において、平成○年○月までの国民年金の被保険者

期間(a)のうち、保険料納付済期間(厚生年金保険の加入期間を含む)の月数と保険料免除期間の月数を合算した月数(b)が前記国民年金の被保険者期間の月数の3分の2に満たず、かつ当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間があるため。保険料納付済期間及び保険料免除期間(b)1月 国民年金の被保険者期間(a)2月」との理由により、障害基礎年金を支給しない旨の処分(原処分)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 障害基礎年金の支給を受けるためには、対象となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において国民年金の被保険者で、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、①及び②の要件を「保険料納付要件」という。)、③ 対象となる傷病による障害の状態が、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(1級又は2級)に該当することが必要とされている(国年法第30条、第30条の2第1項、第2項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条第1項、国年令第4条の6)。
- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事

実」欄第3の2記載の理由により原処分を行ったことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件初診日の前日において、請求人が保険料納付要件を満たしていないと認めることができるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 請求人の保険料納付要件について判断する。

本件記録によれば、請求人は本件初診日（平成○年○月）において国民年金の被保険者であり、本件初診日の前々々までの国民年金被保険者期間は、20歳到達日以後の平成○年○月から同年○月までの2月であるところ、本件初診日の前日において、保険料免除除期間はなく、保険料納付済期間は、国民年金の第1号被保険者として平成○年○月の1月であるが、これは国民年金被保険者期間2月の3分の2に足りず、また、平成○年○月から同年○月までの2月間のうちに保険料未納期間があるから、請求人が保険料納付要件のいずれをも満たしていない。

2 これに対し請求人は、平成○年○月○日に保険料を納付した際、平成○年○月分及び平成○年度（平成○年○月から平成○年○月まで）1年分の国民年金保険料を納付する意思であったところ、保険者から送付された平成○年度の前納保険料の納付書の対象月が同年○月から平成○年○月までであった、平成○年○月分が含まれていないことに気付かずそのまま納付したため、平成○年○月分のみが未納となってしまったのであり、20歳到達間もない期間の特殊事情を考慮するように主張する。

3 請求人に係る国民年金異動報告書によると、請求人の国民年金取得日は20歳到達の平成○年○月○日であり、取得届は同年○月○日付けで職権適用されたとされている。

請求人の20歳到達直後の国民年金保険料納付書及び納付状況を見ると、平成○年○月分の一般保険料の納付書及び同

年○月分から平成○年○月分の前納保険料の納付書は、いずれも平成○年○月○日に発行され、請求人は同年○月○日にこれら2通の納付書を使用して保険料を納付している（以下「本件納付」という。）。そして、平成○年○月分の一般保険料の納付書は同年○月○日に発行され、同月○日に納付している。平成○年○月分の納付書が、他の月の納付書と共に平成○年○月○日に発行された後に、未納のため同年○月に再発行されたものなのか、もしくは同年○月に初めて発行されたものなのかは確認できないが、いずれにしても、請求人は納付書到着後、速やかに納付していることが認められ、ことに同年○月以降分を前納していることから、本件納付の際に平成○年○月分の納付をしなかったことは、故意によるものでないことは明らかである。

以上によれば、本件納付は、納付の対象となる期間を「平成○年○月分」及び「平成○年○月分～平成○年○月分」と記載された2通の納付書によって行われており、いずれも充当する債務が指定されているから、平成○年○月分以降の弁済を同年○月分の弁済に充当することはできない。しかし、請求人は、初診日の前日において、保険者期間が2か月であるのに対し、これをはるかに超える12か月分の保険料を納付していたのであり、前記の納付に至る経過も合わせ考慮すると、本件においては、実質的には納付要件を満たしていたと評価するのが相当である。

4 以上によれば、保険料納付要件を満たしていないとした原処分は妥当ではなく、これを取り消さなければならない。

保険者は、請求人の当該傷病による障害の状態について、障害の程度を判断すべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。